

妊婦のための支援給付

「すべての妊婦さんに安心して出産・子育てをしてほしい」という思いを実現するため、妊婦さんへ支援給付をします。

こども家庭課では、給付の仕組みのほかにも、保健師等が妊娠・出産に関する疑問や不安にお応えしています。お気軽にお問い合わせください。

対象者

妊娠している人（※流産・死産の場合も支給対象となります。流産等が医療機関で確認された日以降に申請できます。）

支給額

妊婦給付認定後 5万円

妊娠しているこどもの人数の届け出後 妊娠しているこどもの数×5万円

給付と面談を同時に実施

- ①こども家庭課の窓口で申請をしてください。そのときに、妊娠・出産の不安や困りごとを相談できます。
- ②出産前から出産後まで、利用できる制度やサービスをご紹介します。

妊娠とは

この制度では、医療機関により胎児心拍が確認できたことをもって、

「妊娠」＝妊婦給付認定と定義しています。胎児心拍確認後に、こども家庭課で申請できます。

申請時期

- ①妊婦給付認定申請・・・・・・・・・・医療機関において妊娠が確認された後から
- ②妊娠しているこどもの人数の届け出・・・出産予定日の8週間前の日から

申請先

東広島市役所 こども家庭課 母子保健係

電話：082-420-0407（月曜日から金曜日 8：30～17：15）

